

ながふく障がい者プラン（～2020）評価一覧

【重点施策 全15施策】※詳細は別紙1「進行管理シート」参照

事業名称		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	総評
1	グループホーム整備への支援	B	完了	A	B	B	B	完了
2	グループホームの体験利用の促進	B	B	B	C	B	B	完了
3	基幹相談支援センターの設置	B	B	B	B	B	B	完了
4	個別訪問調査の実施	C	B	B	C	B	B	完了
5	乳幼児期からの療育支援体制の整備	B	B	B	B	B	B	完了
6	各保育園等への巡回相談	B	B	B	B	B	B	完了
7	スクールソーシャルワーカーの設置 及び関係機関との連携強化	B	B	B	B	B	B	完了
8	農業を活用した雇用機会の拡大	A	B	B	C	B	B	完了
9	就労支援コーディネーターの設置	B	B	B	B	B	B	完了
10	市役所での就労体験の実施	C	A	C	B	B	B	完了
11	支え合いマップづくり	B	C	B	B	B	B	完了
12	障がいのある人と地域の人とが交流 できる場の提供	B	B	B	B	B	B	完了
13	移動支援の支援員の人材育成	B	B	B	B	B	C	完了
14	成年後見制度の普及啓発及び理解促進	B	B	B	B	B	B	完了
15	精神障がいにも対応した地域包括ケア システムの構築に向けた体制整備	-	-	-	C	B	B	完了

※No. 15は、平成30年度から追加

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している
B	目標どおりに進捗している
C	改善の余地あり

【基本施策（重点施策以外） 全56施策】※詳細は別紙2「事業評価シート」参照

事業評価（R2年度末時点）		今後の方針	
◎…計画どおり実施されている	38施策	継続	43施策
○…概ね計画どおりだが、一部未実施	14施策	充実	8施策
△…大幅に計画から遅れている	1施策	改善	5施策
×…未実施	3施策	縮小	0施策
		廃止	0施策

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

資料2 別紙1(重点施策)

担当	福祉サービス支援部会	関係課	福祉課
項目	1 グループホーム整備への支援		
事業内容	グループホームを設置する事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。前期に1か所、後期に2か所の計3か所の開設を目指します。		
実施時期	前期	○	後期

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

年度ごとの目標	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
	期待できる成果	作業部会を設置する。	ニーズ等の調査を実施する。 ・土地の確保及び設置内容等について協議する。	後期の目標である2か所の開設に向けて協議する。	設置状況の確認を行い、整備における課題の整理を行う。	新規開設したグループホームの運営に必要な支援を協議する。新たなグループホーム及び短期入所施設の開設について関係事業所と協議する。
進捗状況	具体的な内容について、集中的に取り組み、事業の着実な進行が期待できる。	ニーズ調査を実施することで、必要な整備数が把握できる。また、新規参入への課題について知ることにより、整備数増加に向けて考えることができる。	達成時期を早められることも期待できる。	設置されているグループホームの状況を確認することで、今後必要な整備数や新規参入における課題を把握できる。	グループホームの整備をするにあたり、運営しやすい環境づくりに必要な取組みを行うことができる。	グループホームの開設に必要な支援が実施され、グループホームを開設しやすい環境が整う。
自己評価	B	完了	A	B	B	B
自己評価の理由	作業部会を設置し、第1回を開催することができたため。	グループホーム(定員5名)が1か所開設されたため。	平成30年度にグループホームが1か所開設されることとなった。	ニーズ調査を実施した。	市内グループホーム事業所と協議をし、環境づくりに必要な取り組みに取り掛かっているため。	ニーズ調査やアンケート調査をもとに、昨年まとめた支援策を実施できたため。
二次評価	B	完了	A	B	B	B
コメント	・ながふく障がい者プランと合わせ5名定員を1か所開設とする。 ・ニーズ調査の実施方法を検討すること。	最終目標である3箇所設置が妥当であるか判断するためにも、ニーズ調査の実施を検討すること。	適正な評価方法を検討するため、ニーズ調査の実施を検討すること。			

総合評価
完了

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

担 当	福祉サービス支援部会	関係課	福祉課
項目	2 グループホームの体験利用の促進		
事業内容	近隣市で実施しているグループホームの体験利用についての研究を進め、本市にあった仕組みについて検討し、前期期間中に体験利用の事業を開始します。		
実施時期	前期	○	後期

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

年度ごとの目標	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
	作業部会を設置する。	近隣市の体験利用について研究し、本市の取組方法について決定する。	体験利用の事業の開始について、地域生活支援拠点の整備を鑑みながら、既存(今後開設する)事業所と協議していく。	「長久手市障がい者地域生活体験グループホーム事業」の具体的な利用方法等について協議を継続し、事業を実施する。	「長久手市障がい者地域生活体験グループホーム事業」の実施状況を踏まえ、関係機関と調整を行いながら事業の整備を行う。	「長久手市障がい者地域生活体験グループホーム事業」の実施状況を踏まえ、関係機関と協議を行い、事業の利用を促進する。
期待できる成果	具体的な内容について、集中的に取り組み、事業の着実な進捗が期待できる。	他市の状況を調査することで、現状の課題や良い例を知ることができ、本市の取組に応用できる。	具体的な協議に入っていくことで実施に向けて着実に進んでいくことが期待できる。	協議を重ねた上で事業を実施することで、成果と事業改善のための課題が分かる。	事業の振り返りを行うことにより、事業改善のための課題が分かる。	「長久手市障がい者地域生活体験グループホーム事業」が定着し、事業の継続ができる。
進捗状況	作業部会を設置し、第1回作業部会を開催した。そこで、今後の取組等について確認できた。	地域生活支援拠点の機能の内の1つとして掲げられている「体験の機会・場」として整備を予定しているため、先進地の事例を研究した。	作業部会を開催し、「長久手市障がい者地域生活体験グループホーム事業」の実施について協議を行った。	事業の実施に必要な実施要綱を整備した。	4月より事業開始。事業の振り返りを3回実施。より目標を意識できるよう中間報告様式等を整備。利用者が少ないため、広域化についても、現在検討している。	コロナウイルス感染予防から、第2期・第3期はグループホームの体験利用を実施しなかったが、第1期・第4期は予定どおり実施した。
自己評価	B	B	B	C	B	B
自己評価の理由	作業部会を設置し、第1回を開催することができたため。	地域生活支援拠点の整備に関する事例を収集できたため。	近隣市の体験事業を参考に本市における取組を検討することができたため。	31年度に事業実施のため。	事業を開始し、事業の振り返りを定期的に実施しているため。	コロナウイルス感染予防から、一時的に休止したが、事業が継続できているため。
二次評価	B	B	B	C	B	B
コメント						

総合評価
完了

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

担当	事務局会議	関係課	福祉課
項目	3 基幹相談支援センターの設置		
事業内容	その人のライフステージにあった適切な支援を行い、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」の相談支援体制を強化し、基幹相談支援センターを設置します。		
実施時期	前期	○	後期 継続
年度ごとの目標	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度
	周辺自治体の状況について調査する。	現在の障がい者相談支援センターに、どのような機能を付加して基幹型へ移行するのか決定する。	基幹相談支援センターの機能及び設置方法について決定し、平成30年4月から設置する。
期待できる成果	他市のメリット、デメリットを知ることにより、本市に合った内容を検討することができる。	平成29年度中の設置に向け、具体的に協議できる。	平成30年4月の設置に向け、具体的に協議できる。
	周辺自治体の状況について調査を行った。	イメージ案を基に協議を行った。	主な機能や役割等についてとりまとめを行った。
進捗状況	周辺自治体の状況について調査を行った。	イメージ案を基に協議を行った。	主な機能や役割等についてとりまとめを行った。
	周辺自治体の状況について調査を行った。	イメージ案を基に協議を行った。	主な機能や役割等についてとりまとめを行った。
自己評価	B	C	B
自己評価の理由	今年度の目標を達成することができ、翌年度に具体的な話し合いを進めることができるため。	イメージ案を示した時期が年度末であり、まだ機能付加の内容決定まで至っていないため。	平成30年4月に設置したため。
二次評価	B	B	B
コメント		イメージ案を用いて各関係者と合意を図りながら協議できているため。	

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

総合評価
完了

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

担当	事務局会議	関係課	福祉課
項目	4 個別訪問調査の実施		
事業内容	障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。		
実施時期	前期	○	後期 継続
年度ごとの目標	平成27(2015)年度 障害者手帳を所持しており、福祉サービス等の利用がない人について抽出する。	平成28(2016)年度 抽出結果より改めて対象者をどこまでとするのか、また実施方法をどのようにするのかを決定し、個別訪問調査を実施する。	平成29(2017)年度 継続
期待できる成果	地域とつながりがなく孤立してしまっている人を見つけ、支援することができる。	抽出作業を行い対象者の人数を把握することができ、実施方法等について具体的に協議できる。	地域とつながりがなく孤立してしまっている人を見つけ、支援することができる。
進捗状況	個別訪問調査の対象者をどの範囲とするのか、具体的に協議を行った。	実施方法等について決定し、個別訪問調査を実施した。	個別訪問調査を実施した
自己評価	C	B	B
自己評価の理由	対象者の範囲についてはおおよそ決定することができたが、実施方法等についてまだ具体的に協議できておらず、抽出ができなかったため。	個別訪問調査を実施したため。	個別訪問調査を実施したため。
二次評価	C	B	B
コメント	実施スケジュールを進行管理シートに記載すると良い。		

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
引き続き新規対象者へ調査を実施するとともに、過去に調査を実施した人への現況確認等を実施する。	継続	継続	継続	継続	継続
調査者を基幹相談支援センターと市職員から、基幹相談支援センターと市を含む各相談機関(CSW、生活困窮者相談窓口「長久手市くらししごと・つながり支援センター」、包括支援センター)の職員に変更することで、生活に関する困りごとに対する支援が迅速に行うことができた。	調査者を基幹相談支援センターと各相談機関(CSW、生活困窮者自立支援事業、地域包括支援センター)の相談員が5回実施。毎回、ふり返りの会議を行い、支援の要否、今後の訪問頻度等について協議。また、より精度の高い訪問調査を実施するため、評価表の改善、訪問方法等の検討を実施。過去に訪問調査をした人への状況確認を継続的に実施。	調査者を基幹相談支援センターと各相談機関(CSW、生活困窮者自立支援事業、地域包括支援センター)の相談員が5回実施。毎年、ふり返りの会議を行い、支援の要否、今後の訪問頻度等について協議。また、より精度の高い訪問調査を実施するため、評価表の改善、訪問方法等の検討を実施。過去に訪問調査をした人への状況確認を継続的に実施。	調査者を基幹相談支援センターと各相談機関(CSW、生活困窮者自立支援事業、地域包括支援センター)の相談員が5回実施。毎年、ふり返りの会議を行い、支援の要否、今後の訪問頻度等について協議。また、より精度の高い訪問調査を実施するため、評価表の改善、訪問方法等の検討を実施。過去に訪問調査をした人への状況確認を継続的に実施。	調査者を基幹相談支援センターと各相談機関(CSW、生活困窮者自立支援事業、地域包括支援センター)の相談員が5回実施。毎年、ふり返りの会議を行い、支援の要否、今後の訪問頻度等について協議。また、より精度の高い訪問調査を実施するため、評価表の改善、訪問方法等の検討を実施。過去に訪問調査をした人への状況確認を継続的に実施。	調査者を基幹相談支援センターと各相談機関(CSW、生活困窮者自立支援事業、地域包括支援センター)の相談員が5回実施。毎年、ふり返りの会議を行い、支援の要否、今後の訪問頻度等について協議。また、より精度の高い訪問調査を実施するため、評価表の改善、訪問方法等の検討を実施。過去に訪問調査をした人への状況確認を継続的に実施。
予定通り5回実施。即介入が必要な人に対し、迅速な対応ができた。また、過去に訪問を実施した人への状況確認等の支援も継続的に行われている。より精度の高い個別訪問調査を継続していくための協議を行い、新しい方法で実施する準備が進められている。	予定通り5回実施。即介入が必要な人に対し、迅速な対応ができた。また、過去に訪問を実施した人への状況確認等の支援も継続的に行われている。より精度の高い個別訪問調査を継続していくための協議を行い、新しい方法で実施する準備が進められている。	予定通り5回実施。即介入が必要な人に対し、迅速な対応ができた。また、過去に訪問を実施した人への状況確認等の支援も継続的に行われている。より精度の高い個別訪問調査を継続していくための協議を行い、新しい方法で実施する準備が進められている。	予定通り5回実施。即介入が必要な人に対し、迅速な対応ができた。また、過去に訪問を実施した人への状況確認等の支援も継続的に行われている。より精度の高い個別訪問調査を継続していくための協議を行い、新しい方法で実施する準備が進められている。	予定通り5回実施。即介入が必要な人に対し、迅速な対応ができた。また、過去に訪問を実施した人への状況確認等の支援も継続的に行われている。より精度の高い個別訪問調査を継続していくための協議を行い、新しい方法で実施する準備が進められている。	予定通り5回実施。即介入が必要な人に対し、迅速な対応ができた。また、過去に訪問を実施した人への状況確認等の支援も継続的に行われている。より精度の高い個別訪問調査を継続していくための協議を行い、新しい方法で実施する準備が進められている。

総合評価
完了

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

担当	児童教育支援部会	関係課	子ども家庭課
項目	5 乳幼児期からの療育支援体制の整備		
事業内容	発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期に整備します。 その整備にあたり、まずは前期に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。		
実施時期	前期	○	後期

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

年度ごとの目標	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
	現在ある療育支援体制を整理し、本市の療育支援体制基本構想としてとりまとめる。	引き続き基本構想の策定を行うとともに、不足している療育支援について、どう補っていくか検討する。	途切れない一貫した支援体制を構築する。	児童発達支援センターを中心とした保育・教育・福祉の連携による療育支援体制についての検討(作業部会の設置)。福祉サービス事業所を中心とした作業部会の設置による、情報共有・研鑽の場の設置。	児童発達支援センターを中心とした保育・教育・福祉の連携による支援体制の整備に取組むことで、途切れない支援体制の構築を図ることができる。福祉サービス事業所の質的向上に取組むことができる。	児童発達支援センターを中心とした保育・教育・福祉の連携による支援体制の整備に取組むことで、途切れない支援体制の構築を図ることができる。福祉サービス事業所の質的向上に取組むことができる。
期待できる成果	療育支援体制基本構想の策定に向け、既存の社会資源の数・内容を確認することで、より実情に即した連携体制の在り方について考えることができる。	療育支援体制の検討を行うことで、ライフステージに応じた必要な支援内容を把握することができる。また、既存の社会資源間の連携の現況及び問題点の共有ができる。	関係機関が情報共有を密に行い、方向性を共有し連携することで、乳幼児期から一貫した支援を提供することができる。	児童発達支援センターを中心とした保育・教育・福祉の連携による支援体制の整備に取組むことで、途切れない支援体制の構築を図ることができる。福祉サービス事業所の質的向上に取組むことができる。	児童発達支援センターを中心とした保育・教育・福祉の連携による支援体制の整備に取組むことで、途切れない支援体制の構築を図ることができる。福祉サービス事業所の質的向上に取組むことができる。	児童発達支援センター・長久手市障がい者基幹相談支援センターを中心とした保育・教育・福祉の連携による支援体制が整備でき、途切れない支援体制の構築を図ることができる。
進捗状況	(仮称)長久手市療育支援体制基本構想を作成し、構想の基本目的・目指すべき方向の共有に努めるとともに、既存の社会資源状況の確認を実施した。	「長久手市療育支援体制基本構想」の取りまとめを実施。また、地域の社会資源状況を鑑み、本部会の役割を再検討し、平成29年度の部会方針について協議した。	児童発達支援センター設置に係る作業部会を実施し(7回)、「長久手市児童発達支援センター運営基本計画」を策定した。	児童教育支援部会の下位組織である作業部会(つなぐ会)にて、途切れない療育支援体制の構築に向けた検討継続している。福祉サービス事業所を中心とした作業部会(ささえる会)では、情報共有・研鑽を目的に5回の研修を実施。	児童教育支援部会の下位組織である作業部会(つなぐ会)にて、途切れない療育支援体制の構築に向けた検討継続。また今後は、「子どもを取り巻く問題解決に関する検討の場(案)」を設置し、障害児施策に留まらず、子供に関わる途切れない支援体制の構築に向け検討を継続することに。福祉サービス事業所を中心とした作業部会(ささえる会)では、情報共有・研鑽を目的に4回の研修を実施。加えて、自立支援協議会事務局会議実施の研修(2回)に参加を勧奨。	「こどもの発達相談室」の設置準備を行った。療育支援体制の枠組みについて事務局で検討し、「長久手市の療育支援体制について」を作成し、部会で承認を得た。
自己評価	B	B	B	B	B	B
自己評価の理由	現在の社会資源状況及び連携体制の確認は実施できた。	「長久手市療育支援体制基本構想」が取りまとめられ、現況の問題点に基づき今後の部会方針の整理ができた。	「長久手市児童発達支援センター運営基本計画」を策定することができた。	作業部会(つなぐ会)において、児童発達支援センターの役割、切れ目のない療育支援体制の検討を行うことができた。	本市の実情に即した途切れない支援体制の構築に取り組むことができるようになった。児童発達支援室(仮称)の役割及び児童発達支援センターを含めた関係機関との連携の在り方・役割分担について検討の余地がある。	本市の実情に即した途切れない支援体制の構築に取り組むことができるようになった。「こどもの発達相談室」の設置に向け、専門職員の確保、役割について検討を行うことができた。関係機関との連携のあり方については、引き続き検討が必要である。
二次評価	B	B	B	B	B	B
コメント						

総合評価
完了

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

担 当	児童教育支援部会	関係課	子ども家庭課、教育総務課
項目	6 各保育園等への巡回相談		
事業内容	発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。また、後期には小中学校への事業の拡大を実施します。		
実施時期	前期	○	後期 継続

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

年度ごとの目標	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
	派遣依頼のあった保育園へ巡回相談を実施	市内保育園全園への定期巡回相談を実施	保育園及び幼稚園を含めた全園へ定期巡回相談を実施	求めに応じた相談支援を実施する。 スクールソーシャルワーカー及び他の療育相談機会との役割の整理に取り組む。	求めに応じた相談支援を実施する。 保育所等訪問支援に求められる役割を想定しながら、スクールソーシャルワーカー及び他の療育相談機会との役割の整理に取り組む。	求めに応じた相談支援を実施する。 保育所等訪問支援・スクールソーシャルワーカー及び他の療育相談機会との役割の整理と実施機関の再検討に取り組む。
期待できる成果	保育機関等との連携が容易となることで、潜在的にある相談案件に早期に対応することができることで、保育機関等と役割を分担しながら支援することができる。	保育・教育機関との連携の強化により、より適切な支援環境の整備が実施できる。	定期巡回相談の実施箇所を増やすことで、障がいについての理解がさらに広まり、早い段階から相談や支援につながる。	それぞれの専門性に基づき、社会資源が有効に機能を発揮できる仕組みが整備される。	それぞれの専門性に基づき、社会資源が有効に機能を発揮できる仕組みが整備される。	それぞれの専門性に基づき、社会資源が有効に機能を発揮できる仕組みが整備される。
進捗状況	保育園・幼稚園9園、小学校2校への訪問を実施(19件)。	保育園・幼稚園6園、小学校1校への訪問を実施(13件)。	保育所等巡回相談としての訪問実績は無いが、既に福祉サービス等を利用中の対象者に関する関係機関との連携は常態化している。	前年度に続き、依頼に応じ、保育・教育施設への訪問支援を実施しているが、保育所等巡回相談支援としての相談支援ではなく、障害児相談支援を実施している。	依頼に応じ、保育・教育施設への訪問支援を実施しているが、保育所等巡回相談支援としての相談支援ではなく、障害児相談支援を実施を実施している。	依頼に応じ、保育・教育施設への訪問支援を実施している。また、今後の訪問支援体制について検討を行い、令和3年度以降は、「こどもの発達相談室」の役割の一つとして取り組んでいく。
自己評価	B	B	B	B	B	B
自己評価の理由	保育機関における支援センターの周知、必要に応じた活用がされた。	特に保育機関における支援センターの周知が進み、必要に応じた活用が進んだ。	福祉サービスの周知が進み、家族からの直接相談が増えていることから、保育所等巡回相談の目的の確認・役割の再検討が求められている。	依頼に応じ、保育・教育施設への訪問支援を実施することができた。	依頼に応じ、保育・教育施設への訪問支援等を実施することができた。	依頼に応じ、保育・教育施設への訪問支援等を実施することができた。 事業拡大や他機関との役割整理について引き続き検討する。
二次評価	B	B	B	B	B	B
コメント	目標を保育園のみとせず、小中学校を含めたらどうか。		乳幼児期における障がい児への支援や理解は非常に重要であるため、早期発見のためにも積極的に利用していただきたい。	今後必要となることが予想されるので、相談件数のデータがあると良い。		

総合評価
完了

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

担当	関係課	関係課	教育総務課、子ども家庭課、福祉課
項目	7 スクールソーシャルワーカーの設置及び関係機関との連携強化		
事業内容	障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援のできる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置します。また、よりきめ細やかな対応ができるよう連携体制を強化します。		
実施時期	前期	○	後期 継続

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

年度ごとの目標	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
	期待できる成果	—	学校において、ハード面だけではなく、ソフト面からも支援する体制を整えることで、安心して学校に通うことができる。	学校以外での相談窓口ができたこと及び連携体制が整ったことで、よりきめ細やかな対応ができるようになる。	個別ケースに応じ、迅速できめ細かい対応ができるようになる。	要保護児童対策連絡協議会や、市の福祉相談窓口と協働し、相談支援を進めることができる。
進捗状況	平成28年度からの配置に向け、予算要求を行った。	再任用職員、嘱託職員の2名をスクールソーシャルワーカーとして配置した。	再任用職員、嘱託職員2名(精神保健福祉士及び教員免許所有者)、計3名をスクールソーシャルワーカーとして配置した。	各中学校区にスクールソーシャルワーカーを1名配置した。	各中学校区にスクールソーシャルワーカーを1名配置した。	各中学校区にスクールソーシャルワーカーを1名配置した。人材確保が難しく増員には至らなかったものの、より充実した支援について検討した。
自己評価	B	B	B	B	B	B
自己評価の理由	翌年度からの設置に向け、準備を行うことができたため。	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校を巡回するとともに、支援が必要な場合は、関係機関と連携を行うことができたため。	精神保健福祉士の資格を持つスクールソーシャルワーカーを配置することで、社会福祉等の専門的な見解から支援を行うことができたため。	個別ケースに応じ、迅速できめ細かい対応ができ、関係者との情報の共有も図れた。	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校を巡回するとともに、支援が必要な場合は、関係機関と連携を行うことができたため。	増員には至らなかったが、教職員との情報共有やいつでも相談できる体制をとることができたため。
二次評価	B	B	B	B	B	B
コメント						

総合評価
完了

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

担当	就労支援部会		関係課	みどりの推進課、福祉課		
項目	8 農業を活用した雇用機会の拡大(農福連携)					
事業内容	障がいのある人の雇用機会を拡げるため、また、人手不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、他自治体で成功事例の多い農福連携についての取組を推進し、農業を活用した雇用機会の拡大を図ります。					
実施時期	前期	○	後期	継続		
年度ごとの目標	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
	農業者のところへ障がいのある人が農業の体験に行く。	・先進地を視察するなど先進的取組を学ぶ。 ・農業者と障がいのある人とが役割分担を行い、支援を受けながら農作物を作る。 ・障がい特性に応じた業務を判別する。	障がい福祉事業所が自身の力によって農作物をつくり、販売を行う。	農福連携の取組について先進事例等の情報収集を行う。	事業所における取組の現状と課題を把握する。	収集した情報を基に、本市に合った農福連携の取組方法について検討する。
期待できる成果	障がいのある人が農業に対する理解を深めることができる。	先進的な取り組みを学ぶことで、取組内容の改善を図ることができる。また、役割分担を行うことで、主体的に取り組むことができる。	農地の有効活用及び農業を活用した雇用機会の拡大、販売による地域等への障がいの理理解啓発を推進することができる。	より多様な取組方法を知り、事業所へ情報提供することができる。	事業所ごとの現状を把握することで、本市の農福連携に関する課題等を把握できる。	多様な取組方法の中から、本市に合った農福連携の方法を見いだせる。
進捗状況	複数事業所において、農業の体験を実施した。	事業所において、農作物の栽培及び収穫、販売を実施した。	事業所において、農作物の栽培及び収穫、販売を実施。	事業所において、農作物の栽培及び収穫、販売を実施。	市内事業所へ農福連携に関する意向調査を実施。調査結果をもとに部会にて再度検討。事業所において、農作物の栽培及び収穫、販売を実施。農家との連携を目的としたアンケート調査を実施。	農家との連携を目的としたアンケート調査を実施。調査結果をもとに農家とのマッチングに向けて市内福祉サービス事業所へ情報を発信。
自己評価	B	B	B	C	B	B
自己評価の理由	複数事業所において取組が開始されたため。	事業所において、農作物の栽培及び収穫、販売が開始されたため。	事業所において、農作物の栽培及び収穫、販売が継続されているため。	先進事例についての情報収集を行えなかったため。部会で検討した結果、まずは各事業所の現状及び課題を把握を優先すべきとの結論に至ったため。	アンケートを通して現状と課題の把握ができたため。また今後は連携できる方策の検討、本市での在り方の方向性の整理が必要なため。	農家と福祉サービス事業所とのマッチングや耕作放棄地となっている農地の有効活用までには至らず。
二次評価	A	B	B	C	B	B
コメント	平成27年度の目標からすると目標は達成しており進んでいるため、二次評価はAとする。		先進地において様々な成功例があるので、参考となる事例を部会で検討していただきたい		必要な時だけ障がい者が作業するシステムもあると良いのではないかと。	

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

総合評価
完了

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

担当	就労支援部会	関係課	福祉課
項目	9 就労支援コーディネーターの設置		
事業内容	就労に関する相談や支援を行ったり、障がいの特性を理解し、関係機関と連携しながら、本人と事業所とのつなぎ役となる「就労支援コーディネーター」を配置します。		
実施時期	前期	○	後期

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

年度ごとの目標	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
	期待できる成果	既存の仕組み等現状を踏まえ、課題の整理を行う。	関係機関との調整を行う。	具体的な配置方法等の検討を行う。	就労支援コーディネーターを配置し、他機関等との関係や制度改正等を踏まえ、役割等について再度検討を行う。	配置状況を踏まえ、関係機関と調整を行いながら業務を実施する。
進捗状況	各種社会資源の把握ができる。	就労支援機関と具体的に協議を行うことにより、就労支援コーディネーターの設置方法等について検討することができる。	不足している役割等を踏まえ、就労支援機関と具体的に協議を行うことにより、就労支援コーディネーターの設置方法等について検討することができる。	実際に就労支援コーディネーターが配置されることにより、就労に関する相談や支援のニーズが明確になる。	配置状況を見直すことにより、就労支援コーディネーターの役割が明確になり、優先順位の高い業務に取り組むことができる。	新たに取り組むべき業務が明確になり、支援体制の構築を推進することができる。
自己評価	B	B	B	B	B	B
自己評価の理由	部会内にて現状の社会資源について把握でき、課題を整理することができたため。	関係機関の主たる役割を把握し、不足している役割等を把握することができたため。	平成30年度より基幹相談支援センターに設置予定として協議を進めることができたため。	基幹相談支援センターに役割を持たせ、その内容について整理することができたため。	事業内容について部会で進捗状況を確認しながら、実施スケジュールに沿って事業を実施することができた。	地域の課題をもとに就労支援コーディネーター事業に新たに求められる役割や事業内容について整理することができた。
二次評価	B	B	B	B	B	B
コメント	国の同行を注視すること	既存の社会資源との役割分担を考慮すること				

総合評価
完了

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

担当	就労支援部会	関係課	福祉課、人事課
項目	10 市役所での就労体験の実施		
事業内容	就労支援施設等と協力しながら、施設外就労を活用するなどして、市役所で軽易な業務が体験できる機会を創出します。		
実施時期	前期	○	後期 継続
年度ごとの目標	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度
	市役所で障がいのある人へ依頼できる作業内容について調査する。	数回の施設外就労を実施する。	定期的に施設外就労を実施する。
期待できる成果	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
	福祉部内に限らず、市役所全体でながふく就労体験を実施する。	ながふく就労体験の実施状況を踏まえ、市役所各課で就労支援施設等へ委託できる業務の洗い出しを行う。	市役所の業務の一部を就労支援施設等へ委託する。
進捗状況	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度
	市役所での就労体験の場を増やすことができる。	障がい者の就労体験の場を増やすことができる。	障がい者の就労体験の場を増やすことができる。
自己評価	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
	障がい者の就労体験の場を増やすことができる。	市役所の業務で就労支援施設が担うことのできる業務が明確になり、就労の場を増やすことができる。	障がい者の就労の場を増やすことができる。
自己評価の理由	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度
	調査を実施することができなかった。	平成28年12月より、市役所福祉部内にて施設外就労を定期的に実施。	福祉部内でながふく就労体験を毎月実施している。
二次評価	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
	平成30年10月から、福祉部局以外の市役所各課及び出先機関でもながふく就労体験を実施。	福祉部局以外に経営企画課、市民課、中央図書館に加え人事課、長寿課でもながふく就労体験を実施。	継続的に就労体験を実施。実施状況に変わりなし。委託業務の洗い出しについては検討を継続している。
コメント	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度
	具体的な実施方法や作業範囲を決定できなかったため、調査を実施することができなかった。今後、施設外就労の趣旨・目的を整理し、改めて調査を実施したい。	平成28年12月より、市役所福祉部内にて施設外就労を定期的に実施しているため。	市役所全体での就労体験を開始することができなかったため。今後、市役所各課へ本事業についての説明会を実施し、就労体験の場を増やしていきたい。
コメント	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
	平成30年10月から福祉部局以外の課等でも就労体験事業所実施しているため。	市役所内での就労の場を増やすことができた。委託業務の洗い出しについては検討を継続。	就労体験の機会を安定的に継続実施している。
コメント	事業所の意見を聞きながら、内容等を早急に決定すること		

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

総合評価
完了

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

担当	関係課	関係課	地域共生推進課
項目	11 支え合いマップづくり		
事業内容	支え合いマップづくりをとおして、地域にどんな困っている人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域ごとに見守り体制の充実を図ります。		
実施時期	前期	継続	後期

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

年度ごとの目標	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
	順次支え合いマップづくりを行う。	継続	継続	順次支え合いマップづくりを行う。	継続	継続
期待できる成果	地域にどんな困った人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているのかを確認、共有することで地域の見守り、支え合いの体制が構築される。	同左	同左	地域にどんな困った人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているのかを確認、共有することで地域の見守り、支え合いの体制が構築される。	同左	同左
進捗状況	平成26年度、27年度において、各4地区でマップづくりを行い、地域問題解決に向けた取組みを継続している。	平成28年度において、6地区において、地域課題解決に向けた話し合いと取組を継続している。	既存6地区は市民主体へ移行し、内2地区で取組の実施を開始した。残り4地区でも話し合いが継続している。また、新たに2地区で話し合いの活動を開始した。	新たに2地区(東小校区1地区、北小校区1地区)において、地域ごとの話し合いの取組みが始まりました。また、現状把握のためのアンケートを地域と協働して作成し、実施しています。	昨年度実施したアンケートを基に、それぞれの地域課題に応じた支え合い活動について話し合い、取組みを実施した。反省点を踏まえ、今後も継続的に見える活動について話し合いが継続している。	それぞれの地域課題に応じた支え合い活動について話し合い、取組みを実施しています。
自己評価	C	C	B	B	B	B
自己評価の理由	地域住民による自主運営を目指しているが、未だ市のサポートが必要である。自主活動に向けて改善の検討が必要である。	地域住民による自主運営を目指しているが、未だ市のサポートが必要である。自主活動に向けて支援の検討が必要である。また、新たな地区でマップづくり策定の検討が必要である。	地域住民の自主運営に移行するための支援を行い、既存6地区は市民主体の活動へと移行した。また新たに2地区の活動を開始した。	支え合いのための話し合いを地域住民と月1回実施しており、目標を達成するために取り組んでいるため。	それぞれの地域課題に応じた支え合い活動について地域住民と月1回話し合いを行っており、実際に取組みも行っているため。	それぞれの地域課題に応じた支え合い活動について地域住民と月1回話し合いを行っており、実際に取組みも行っているため。
二次評価	B	C	B	B	B	B
コメント	支え合いマップづくりは実施できているため、二次評価はBとする			小学校など学校でやるというのはいかがでしょうか。子ども向けものがあると良い。		

総合評価
完了

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

担当	関係課	関係課	たつせがある課、福祉課
項目	12 障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供		
事業内容	地域の人と交流する場として整備している地域共生ステーション等において、障がいのある人と地域の人とが積極的に交流できる取組を実施します。また、障がいのある人の生活の場等で交流できる取組についても検討します。		
実施時期	前期		後期 ○

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

年度ごとの目標	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
		—	—	—	障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供	障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供
期待できる成果	—	—	地域住民が集まる場所で取組を通じて、地域でどのような支援が出来るのかを考える機会となる。	地域住民が集まる場所で障がいのある人との交流を通じて、地域でどのような支援が出来るのかを考える機会となる。	地域住民が集まる場所で障がいのある人との交流を通じて、地域でどのような支援が出来るのかを考える機会となる。	地域住民が集まる場所で障がいのある人との交流を通じて、地域でどのような支援が出来るのかを考える機会となる。
進捗状況	「子育て・いきがい・ケア」の3つのテーマにあわせて、地域住民が取組プログラムを行っており、その中に障がいのある人と交流できる取組が含まれている。	引き続き3つのテーマにあわせて、地域住民が取組プログラムを行っており、その中に障がいのある人と交流できる取組が含まれている。	共生ステーションは誰でも気軽に立ち寄れる場所であり、障がいのある人も気軽に立ち寄れる場を提供している。	共生ステーションは誰でも気軽に立ち寄れる場所であり、障がいのある人も気軽に立ち寄れる場を提供している。	共生ステーションは誰でも気軽に立ち寄れる場所であり、西小・市が洞小校区の設置に加え、令和元年度に北小校区に設置され、南小校区は、現在建設中である。また、併せて市民等による交流・理解を深める取組の支援を行っているため。	共生ステーションは誰でも気軽に立ち寄れる場所であり、西小・市が洞小校区の設置に加え、令和2年度には北小・南小校区に新たに設置した。
自己評価	B	B	B	B	B	B
自己評価の理由	様々な市民提案のプログラムが行われているため。	継続的に、様々な市民提案のプログラムが行われているため。	引き続き、様々な市民提案のプログラムが行われているため。	継続的に、様々な市民提案のプログラムが行われているため。	令和元年度には北小校区共生ステーションの設置完了、南小校区共生ステーションの建設工事に着手し、目標どおりに進捗している。地域の自治組織において、地域住民と障がいのある人との交流機会の検討も始まっているため。	北小校区では令和2年4月、南小校区では令和2年9月に共生ステーションが開館し、目標どおりに進捗している。地域の自治組織において、地域住民と障がいのある人との交流機会の検討も始まっている。
二次評価	B	B	B	B	B	B
コメント			実績を数値化していただきたい。また、作想的に取り組まないと推進できないため、コーディネーター的な人材がいると良いのでは。	障害のある人に共生ステーションにいてもらうと周知につながる。		

総合評価
完了

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

担当	福祉サービス支援部会	関係課	福祉課
項目	13 移動支援の支援員の人材育成		
事業内容	市町村事業である移動支援の支援員についての養成研修の実施や、市独自の認定制度設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。		
実施時期	前期	○	後期 継続
年度ごとの目標	平成27(2015)年度 作業部会を設置する。	平成28(2016)年度 移動支援のニーズ等調査を実施し、本市の移動支援事業のあり方について協議・決定する。	平成29(2017)年度 本市の移動支援事業の取組について決定する。
期待できる成果	具体的な内容について、集中的に取り組め、事業の着実な進行が期待できる。	現在の需要がどの程度あるか知ることにより、今後の移動支援のあり方について具体的に協議できる。	課題の解決が期待できる。
進捗状況	作業部会を設置し、第1回作業部会を開催した。そこで、今後の取組等について確認できた。	市内の移動支援事業所でヒアリングを開催した。そこで、現状と課題について確認できた。	作業部会を開催し、長久手市移動支援事業従業者養成研修の実施内容について協議した。
自己評価	B	B	B
自己評価の理由	作業部会を設置し、第1回を開催することができたため。	移動支援事業所でヒアリングを実施することができたため。	平成30年度より長久手市移動支援事業従業者養成研修を実施予定のため。
二次評価	B	B	B
コメント			

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

総合評価
完了

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

担当	関係課	関係課	福祉課、長寿課
項目	14 成年後見制度の普及啓発及び理解促進		
事業内容	尾張東部成年後見センターと連携しながら、今後さらなる制度の周知徹底を図り、市長申立てによる制度の利用を促進し、障がいのある人等が不利益を被るのを防ぐ取組を実施します。		
実施時期	前期	継続	後期 継続

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

年度ごとの目標	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
	障がいのある人や家族へ広く周知を図る。また、市長申立てが必要な人には、制度の利用を促進する。	継続	継続	継続	障がいのある人や家族へ広く周知を図る。また、市長申立てが必要な人には、制度の利用を促進する。	継続
期待できる成果	成年後見制度を利用することにより、障がい者が不利益を被ることを防ぐことができる。	同左	同左	成年後見制度を利用することにより、障がい者が不利益を被ることを防ぐことができる。	同左	同左
進捗状況	支援が必要な人には成年後見制度について周知をしている。また、尾張東部成年後見センターと連携し、講演会の開催や相談を随時受付している。	引き続き、支援が必要な人には成年後見制度について周知をしている。また、尾張東部成年後見センターと連携し、講演会の開催や相談を随時受付している。	引き続き、支援が必要な人には成年後見制度について周知をしている。また、尾張東部成年後見センターと連携し、講演会の開催や相談を随時受付している。	支援が必要な人には成年後見制度について周知をしている。また、尾張東部成年後見センターと連携し、講演会の開催や相談を随時受付している。	支援が必要な人には成年後見制度について周知をしている。また、尾張東部成年後見センターと連携し、講演会の開催や相談を随時受付している。	支援が必要な人には成年後見制度について周知をしている。また、尾張東部権利擁護支援センター(旧:尾張東部成年後見センター)と連携し、講演会の開催や相談を随時受付している。
自己評価	B	B	B	B	B	B
自己評価の理由	支援が必要な人には、成年後見制度の案内をしているため。また、尾張東部成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知図っているため。	支援が必要な人には、成年後見制度の案内をしているため。また、尾張東部成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知図っているため。	支援が必要な人には、成年後見制度の案内をしているため。また、尾張東部成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知図っているため。	支援が必要な人には、成年後見制度の案内をしているため。また、尾張東部成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知図っているため。	支援が必要な人には、成年後見制度の案内をしているため。また、尾張東部成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知図っているため。	支援が必要な人には、成年後見制度の案内をしているため。また、尾張東部権利擁護支援センター(旧:尾張東部成年後見センター)と連携し、成年後見制度の周知図っているため。
二次評価	B	B	B	B	B	B
コメント		市民への周知だけでなく、事業所への周知も検討すること。	市町村の課題であることをもう少し意識していただきたい。			

総合評価
完了

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

担当	精神障がい者支援部会		関係課	福祉課、健康推進課
項目	15 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備			
事業内容	障がい者自立支援協議会に「精神障がい者支援部会」を設置し支援体制を強化し、地域の連携や社会資源整備を強化していくとともに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議していきます。			
実施時期	前期		後期	○
年度ごとの目標	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度	
	緊急対応案件を中心に関係機関の役割分担について確認作業を行う。精神障がいに対する理解・啓発にかかる事業について検討する。	地域包括ケアシステムについて研究し、既存の社会資源で不足する支援について、課題を整理し共有する。	課題解決に向けて、協議を行う。	
期待できる成果	緊急対応案件が円滑に行うことができる。精神障がいへの理解・啓発が推進される。	課題や今後の進むべき方向性等を整理することができる。	課題の解決が期待できる。	
進捗状況	作業部会の設置目的に変更があり、地域包括ケアシステムに関する作業部会を設置することになった。精神障がいに対する理解・啓発にかかる事業について検討し、年度内に事業を開催した。	課題の整理と共有をし、今後、優先的に取り組む推進事業が2項目選定された。	コロナ禍における生活課題等の把握、整理、必要な仕組みについての検討をし、WGを立ち上げ2回協議を行った。情報が正しく届いていないという課題に対し、精神障がい者向けの福祉ガイドを作成した。600部印刷し、令和3年度以降配付する予定。	
自己評価	C	B	B	
自己評価の理由	作業部会の目的が変更されたが、変更後の作業部会内容についての協議がされなかった。	取り組む推進事業が選定されたことで、課題解決に向けた協議を進める準備が整った。	新型コロナウイルスの影響で、地域包括ケアシステムの構築には至らなかったが、課題の把握・整理をすることで必要な仕組みが明確になった。精神障がいの方にわかりやすい情報提供ができる手段を整えた。	
二次評価	C	B	B	
コメント	具体的な数字が出ておらず評価がづらい。今後はできるだけ数値的な目標等を出すこと。教育と連携して検討を進めること。			

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

総合評価
完了

第3次長久手市障がい者基本計画 事業評価シート

基本目標1:それぞれのライフステージに応じたサービスの充実～必要な時に必要なサービスを～

資料2 別紙2(基本施策)

	【事業評価】	【事業方針】	
◎	計画どおり実施されている	継続	現行どおり、事業を継続する
○	概ね計画どおりだが、一部未実施	充実	事業の充実、強化を図る
△	大幅に計画から遅れている	改善	事業の見直し、改善を図る
×	未実施	縮小	事業の規模を縮小する
		廃止	事業を廃止する

(1) 生活支援：障がいのある人の地域生活支援や相談支援体制、福祉サービスの充実を図ります。

① 在宅サービス等の充実

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
1	事業者の費用負担を軽減し、障がいのある人が生まれ慣れ親しんだ地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。前期に1か所、後期に2か所の計3か所の開設を目指します。	福祉課	重点施策1			
2	グループホームでの生活が障がいのある人にとって最適かどうか見極める上でも、体験できる機会が必要となっています。そうした機会が提供できるような近隣市で実施しているグループホームの体験利用についての研究を進め、本市にあった仕組みについて検討し、体験利用の事業を開始します。	福祉課	重点施策2			
3	既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受入れができるよう、高齢者施設へ働きかけます。	福祉課 長寿課	◎	障がい者自立支援協議会の取り組みとして、市内介護事業所に障害分野への参入について、働きかけを行いました。	継続	今後も継続して、高齢者施設で障がいのある人が受入れができるよう、働きかけを行います。
4	障がいのある人が適切なサービスを受けられるよう福祉サービスの充実を図ります。また、サービスの質の向上を図るため事業所等へ働きかけます。	福祉課	◎	福祉サービスの充実については、平成28年4月1日から長久手市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金の支給を開始しています。また、サービスの質の向上については、障がい者自立支援協議会福祉サービス支援部会で各事業所の自主点検の実施について検討しています。	継続	今後も継続して、福祉サービスの充実及びサービスの質の向上について、関係機関と協議をしていきます。
5	家族が安心して障がいのある人を預けることができるサービスの拡充が求められています。そのため、障がいのある人等の一時的な見守りを行う日中一時支援事業の利用を促進していきます。	福祉課	◎	ホームページ、福祉のしおり等にてサービスを周知しています。 (参考:実利用者数) H27:106人、H28:115人、H29:113人、 H30:146人、H31:111人、R2:106人	継続	今後も継続して制度の周知に努めていきます。
6	身体障がい者の自立を助する補助犬に対する理解が不足しているため、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。	福祉課	◎	募金箱や自動販売機の設置、介助犬フェスタの周知、長久手市介助犬広報啓発事業補助金の交付等により、理解促進、普及啓発に努めています。	継続	今後も、身体障害者補助犬(介助犬)の理解促進、普及・啓発に努めます。
7	障がいのある人に関する様々な課題の解決が求められています。そのため、障がい者自立支援協議会の機能の充実を図り、各種問題解決に向けた検討体制を強化します。	福祉課	◎	令和2年度中に、本会議を4回、事務局会議2回及び5つの専門部会を随時開催し、ながふく障がい者プランの策定を行ったほか、協議会の再編に係る協議、その他地域課題の解決に向けた検討等を行いました。	継続	障がい者自立支援協議会により地域課題の解決力及び事業所間の連携・交流の強化を図ります。

② 相談支援体制の構築

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
8	その人のライフステージにあった適切な支援を行い、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」の相談支援体制を強化し、困難事例への支援や人材育成、虐待防止、その他関係機関との連携を図るため、基幹相談支援センターを設置します。	福祉課	重点施策3			
9	障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課	重点施策4			
10	障害者総合支援法の改正により、サービス等利用計画の作成が利用者全員に必要となることや、夜間等を含む緊急時における連絡・相談体制の確保などが必要となるため、障がい者相談支援事業を拡大していきます。	福祉課 子ども家庭課	◎	基幹相談支援センターの機能役割等についてとりまとめを行いました。	継続	今後も、障がい者相談支援事業の拡充に向けて、必要に応じて基幹相談支援センターの役割等について見直しを行っていきます。
11	障がいのある人の生涯について、連続した包括的な支援が求められています。そのため、市役所関係部署はもとより、地域包括支援センター、生活困窮者相談、コミュニティソーシャルワーカーなど、年齢や状況により設置された相談機関の連携を強化し、連続した支援体制を構築します。	地域共生推進課 福祉課 長寿課 子ども家庭課 健康推進課 他	◎	平成29年度から国のモデル事業である多機関協働相談支援包括化推進事業に取り組んでおり、複合的な課題を抱える個人または世帯の生活再建支援の取組を推進しています。	充実	これまで実施していた多機関協働相談支援包括化推進事業を拡充し、ひきこもりなど社会参加が必要な人への支援も行い、引き続き関係機関との連携とともに、複合的な課題を抱える個人または世帯の支援に取り組みます。
12	各小学校区への設置を目指している地域共生ステーションなど、身近な場所で障がいに関する相談ができるよう、専門の相談員による出張相談等を実施します。	地域共生推進課 福祉課 たつせがある課	◎	西・北・市が洞・南小学校区に設置された地域共生ステーション(北・南はR2に新設)において、CSWによる出張相談(福祉のなんでも相談)を実施しています。	充実	今後も引き続き地域共生ステーションにおいて、CSWによる出張相談(福祉のなんでも相談)を実施します。

③ 障がいのある児童支援・発達障がいに対する支援の充実

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
13	発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期に整備します。児童発達支援センターの整備にあたり、まずは前期に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。	子ども家庭課	重点施策5			
14	発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。また、後期には小中学校への事業の拡大を検討します。	子ども家庭課 教育総務課	重点施策6			
15	発達障がいのある児童をもつ保護者の不安や悩みを共有できる機会が不足しています。発達障がいのある児童とその保護者同士が交流できる機会を提供します。	子ども家庭課	○	知的発達や運動発達面で心配のある児童とその保護者を対象とした「すぎのご教室」において、保護者同士が悩みを共有できる機会を提供しています。	充実	保護者同士が交流できる場所や機会の充実について、児童発達支援センター設置を含めた療育支援体制の整備を行っていく中で、さらなる充実を図ります。
16	障がいのある児童の理解や障がいの特性に応じた対応や支援ができるよう保育士・学校教員等の研修を充実させ、保育園・小中学校における障がいのある児童・生徒の受入れの拡充を図ります。	子ども未来課	×	保育士に向けた障がい児対応のための研修(現任保育士障がい児研修)を予定していましたが、コロナ禍のため中止となりました。	継続	全ての3歳児クラス以上の受入れを行う保育園において、障がい児保育の受入れを継続します。令和3年度の研修は8月開催予定。
17	医療的ケアが必要な子どもへの支援体制整備に向け関係機関と協議・検討を行います。	子ども家庭課	○	長久手市障がい者自立支援協議会の児童教育支援部会において、医療的ケアが必要な子どもへの支援体制の協議の場を設置する方針について承認を得ました。	充実	関係機関の連携強化と体制整備についての協議・検討を行う場を設置します。

(2) 保健・医療：障がいの早期発見や予防への取組の充実と難病患者への支援充実を図ります。

① 早期発見・予防への取組

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
18	保健センターにおいて、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診事後教室などの充実を図っていきます。また、発達障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育を受けるよう促します。	健康推進課	◎	1歳6か月児及び3歳児健診事後フォロー教室を月1回ずつ行い、保護者の相談を行っている。また、臨床心理士による子育て相談を月2回行い、発達に関する相談に対応している。	継続	今後も、発達障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育が受けられるよう相談に対応していく。
19	母子保健法により、支援の必要な発達障がいのある児童を早期に発見し、就学への移行が円滑かつ適正にできるよう支援体制を整備します。	健康推進課	◎	5歳すこやか発達相談を実施し、市内13園の園訪問、医師または臨床心理士の個別相談、保健師の相談を行っている。	継続	関係機関である保育園、幼稚園、教育総務課との連携の強化を推進する。
20	糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進に努めます。	健康推進課	◎	39歳以下健診受診者数251人 ラジオ体操第一登録者数2,017人 (令和3年3月末日現在)	継続	今後も、糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進のため、周知啓発をしていく。

② 精神障がい・難病患者等に対する支援の充実

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
21	障がい者自立支援協議会に「精神障がい者支援部会」を設置し支援体制を強化し、地域の連携や社会資源整備を強化していくとともに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議していきます。	福祉課 健康推進課	重点施策15			
22	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。	福祉課 保険医療課	◎	自立支援医療費制度(更生医療・育成医療・精神通院医療)に基づき医療費の助成を行っています。	継続	今後も継続して医療費の助成を行っていきます。
23	障害者総合支援法により新たに対象となった難病患者の方にも、適切な支援が得られるよう、福祉サービス等を広く周知していきます。	福祉課	◎	愛知県瀬戸保健所作成「難病患者・家族支援のためのサポートブック」や、市ホームページ等により周知しています。	継続	今後も継続して周知を行います。
24	精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。	福祉課 健康推進課	◎	精神障がい者向け福祉ガイド(概要版)を作成した。また、関係職員の質の向上、ネットワーク作りのため会議を実施しました。	継続	今後も継続して、基幹相談支援センターを中心に相談体制の充実を図るとともに、関係各課との連携を推進します。
25	高次脳機能障がいについて、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を図るなど、必要な支援につながるための取組を行います。	福祉課	◎	障がい者相談支援センター等より必要な支援へつなぐとともに、市ホームページ等により周知しています。	継続	今後も継続して、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を推進します。
26	精神疾患が疑われるが医療機関を受診しておらず、適切な治療に結びついていない方について、関係部署及び関係機関との連携を強化することにより、支援が必要な方の早期発見及び早期治療に向けた対応方法の検討を行います。	福祉課 健康推進課	◎	個別訪問調査(障害福祉サービス等の利用が無いが、生活に困窮している人や支援が受けられていない人を早期発見し適切な支援に結びつけるための調査)を行っています。	継続	今後も継続して、個別訪問調査を実施し、支援が必要な人の早期発見に取り組むとともに、対応方法の検討を行います。

第3次長久手市障がい者基本計画 事業評価シート

基本目標2:障がいのある人の居場所と役割の確保 ～ 誰もが輝けるまちに ～

【事業評価】

【事業方針】

◎	計画どおり実施されている	継続	現行どおり、事業を継続する
○	概ね計画どおりだが、一部未実施	充実	事業の充実、強化を図る
△	大幅に計画から遅れている	改善	事業の見直し、改善を図る
×	未実施	縮小	事業の規模を縮小する
		廃止	事業を廃止する

(3) 生活支援：障がいのある人の地域生活支援や相談支援体制、福祉サービスの充実を図ります。

① 教育環境の整備

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
27	障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援のできる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置し、よりきめ細やかな対応ができるよう連携体制を強化します。	教育総務課 子ども家庭課 福祉課	重点施策7			
28	学校において、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレの設置など、ハード面の改善を行うとともに、専門的な知識・技能を有する人材の確保に努め、受入れ可能な障がいのある児童の拡充を目指します。	教育総務課	○	・令和3年度予算へ西小学校のバリアフリー化改修工事設計業務の予算を計上 ・支援が必要な児童生徒にきめ細かく対応するため、学級指導補助を令和2年度は43人配置。	継続	・令和3年度設計業務、令和4年度工事予定 ・支援が必要な児童生徒にきめ細かく対応するため、引き続き学級指導補助を配置する。
29	障がいのあるなしにかかわらずその人の個性を尊重し合い学んでいけるよう、インクルーシブ教育（障がいのある人もない人も共に学ぶ仕組み）の基礎を構築します。	教育総務課	○	平成28年度に、先進地である大阪市立大空小学校を視察	改善	地域の住民が障がいのある子どもの支援を行うことができるような体制づくりを目指し、地域コーディネーターを配置する。
30	障がいの理解を深めるための授業を行います。	教育総務課	◎	各小中学校で、毎年福祉協力校として、車いす体験や手話・点字講習会等の取組を実施。	継続	引き続き障がいの理解を深めるための授業を実施します。

② 文化活動・スポーツ活動の振興

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
31	障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動への参加を促進します。	生涯学習課 文化の家	×	コロナ禍において開催できなかった。	改善	スポーツ推進計画に基づき事業実施を推進していくが、コロナ禍においての開催方法とあわせて検討する。また、ニュースポーツフェスティバル参加の声かけをする。
32	障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会が増えるよう、団体等が開催した社会見学等の一部費用を助成します。	福祉課	×	実施団体なし (コロナウイルス感染防止による中止)	改善	補助金の内容について、見直しの検討を進めます。

(4) 雇用・就業、経済的自立の支援：関係機関と連携して障がいのある人の就労支援体制を構築します。

① 雇用機会等の創出

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
33	障がいのある人の特性をみながら、障がいのある人の雇用機会を拡げるため、また、人手不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、他自治体で成功事例の多い農福連携についての取組を推進し、農業を活用した雇用機会の拡大を図ります。	みどりの推進課 福祉課	重点施策8			
34	就労に関する相談や支援を行ったり、障がいの特性を理解し、尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携しながら、本人と事業所とのつなぎ役となる「就労支援コーディネーター」を配置します。	福祉課	重点施策9			

② 総合的な就労支援の実施

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
35	就労支援施設等と協力しながら、施設外就労を活用するなどして、市役所で軽易な業務が体験できる機会を創出します。	福祉課 人事課	重点施策10			
36	尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がいのある人の就労支援を実施します。	福祉課	◎	相談支援専門員や関係機関等が連携して、障がいのある人の就労支援を実施しています。	継続	今後も関係機関等と連携し、障がいのある人の就労支援を推進します。
37	一般就労が難しい方に対し、支援員がサポートしながら就労訓練を実施する中間的就労の事業所の新規参入を進め、一般就労に向けた支援を実施します。	福祉課	◎	市内の2事業所が愛知県知事により認定就労訓練事業所に認定されています。支援付きの就労を行う体制を整え、支援を行っています。	継続	今後も関係機関等と連携し、一般就労に向けた支援を実施します。

③ 経済的自立の促進

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
38	障がいのある人の経済的な自立につながるよう、障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障がい者就労支援施設等への発注を促進します。また、市役所から発注する業務の拡大を図ります。	行政課 福祉課	◎	「長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を各課に周知し、障がい者就労支援施設等への受注機会の拡大を図った。また、市内の民間企業に対し、障がい事業所への仕事の発注を促すちらしを配布した。	継続	引き続き、障害者就労施設等への受注機会の拡大を推進していきます。
39	工賃の向上をめざし、就労支援施設が実施している福祉の家での物品販売会について、市役所等での販売など販路の拡大を図ります。	福祉課 財政課	◎	市役所、福祉の家、市内の小売店や地域の催し物等の際に販売を行っています。	継続	今後も継続して販路の拡大を図ります。
40	障がいのある人への経済的な支援を図るため、障がい者手当の支給を行います。	福祉課	◎	市独自に障がい者手当を支給しています。	継続	今後も、継続的かつ安定的に支給できるよう、定期的に事業の在り方について見直しを行います。

第3次長久手市障がい者基本計画 事業評価シート
基本目標3:障がいがあっても暮らしやすい地域づくり ～ ころとまちのバリアフリー ～

【事業評価】

【事業方針】

◎	計画どおり実施されている	継続	現行どおり、事業を継続する
○	概ね計画どおりだが、一部未実施	充実	事業の充実、強化を図る
△	大幅に計画から遅れている	改善	事業の見直し、改善を図る
×	未実施	縮小	事業の規模を縮小する
		廃止	事業を廃止する

(5) 生活環境：バリアフリーの推進と障がいのある人の生活を地域で支えあう取組を進めます。

① 地域での支えあい活動の推進

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
41	支え合いマップづくりをとおして、地域にどんな困っている人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域ごとに見守り体制の充実を図ります。	地域共生推進課	重点施策11			
42	地域の人が交流する場として整備している地域共生ステーションにおいて、障がいのある人と地域の人とが交流し、地域での理解を深め、必要時に支え合うことができる地域づくりを目指し、その場に積極的に来てもらえるような取組を実施します。また、障がいのある人の生活の場で交流できる取組みについても検討します。	たつせがある課 福祉課	重点施策12			
43	市民が地域で、ともに支え合いながら自分らしく安心して生活することができるよう、地域福祉計画に基づき、保健・障がい・介護・子育て等の施策について総合的に推進していきます。	地域共生推進課	◎	地域福祉計画等推進委員会において、各事業の進捗状況等を確認していきます。 令和2年度委員会 1回開催	充実	複合化及び複雑化している市民からのニーズに対応するため、保健・障がい・介護・子育て等連携して、包括的な支援体制の整備に取り組みます。
44	障がいのある児童も含め、小学校を活用して、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所を充実します。また、学びや遊びなどの活動を実施し児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりをします。	子ども未来課	◎	放課後の子どもの居場所づくりに関して、長久手市子ども・子育て支援事業計画の中でニーズ量を把握し、それに対応した供給体制を整備しています。	充実	児童の増加に対応するため既存の施設の活用を検討することや、ニーズの多様化に対応するため計画の見直しを行いました。
45	障がいのある児童とその家族の支援として、放課後における障がいのある児童の預かりの場を設けるとともに、大学連携等により学習支援を図ります。	たつせがある課 教育総務課	○	市内に放課後等デイサービス事業所8カ所。児童クラブ等においても、預かり可能な障がい児の受け入れ実施(補助員増員等により対応)。障がい児に特化したものではないものの、学習支援ボランティア活動も実施している。	継続	引き続き事業を実施。大学連携については要望等に応じて、各大学へ相談や協力依頼を実施します。
46	大学連携を活用し、障がいのある人の社会参加を支援するため、障がいの特性に対応できる学生ボランティアの育成に努めます。	たつせがある課 福祉課	○	障がい者支援の学生ボランティア団体が市内大学にて活動している。	継続	大学連携調整会議や「大学連携推進ビジョン4U」を通じて、市内各大学へ、本事業の啓発活動及び学生のボランティア参加広報等の協力を依頼していきます。
47	日常生活で、ちょっとしたサポートがあれば、障がいがあっても地域で生活できる方を支援するため、見守りやサポートの体制が整備できるよう検討します。	福祉課	◎	平成27年9月から障がい者等を対象に、困りごとがある時に周囲に助けを求めやすくする手段としてヘルプカードを導入しました。	継続	ヘルプカードの普及等により、障がいがあっても地域で生活できる方を支援するため、見守りやサポートの体制が整備できるよう検討します。

48	障がいのある人の社会参加の場が不足しています。各種イベントや公共施設等でのボランティア活動等への参加促進を図ることで障がいのある人の社会参加の場を提供します。	各担当課	◎	中央図書館において、破損した本の修理を行う「図書修理ボランティア」等を育成し、社会参加の場を提供します。現在図書館では聴覚障がいのある方が1名活動しています。	継続	引き続き「図書修理ボランティア」「図書整理ボランティア」等、社会参加の場を提供します。
----	---	------	---	---	----	---

② 外出促進・バリアフリーの推進

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
49	障がいのある人の移動を支援するため、市町村事業である移動支援の支援員についての養成研修の実施や、市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課	重点施策13			
50	障がいのある人等の外出機会を促進するため、安価で利用できる福祉有償運送事業を実施する事業者の新規参入を促進及び支援します。また、事業に必要な手続等について、関係機関との調整を実施します。	福祉課 長寿課	○	事業に必要な手続等について、関係機関と調整を実施しています。	継続	市内介護事業所に向けて参入促進に向けた普及啓発を実施します。
51	障がいのある人の外出を支援するため、タクシーチケットの交付を行います。	福祉課	◎	タクシーチケットを交付し、経済的負担の軽減及び日常生活における外出促進を図っています。R2年度は適正な支援に向けチケット利用実態の分析を行い、チケットの記載項目について改正しました。	継続	今後も事業を実施及び分析を行い、適正な支援について検討していきます。
52	横断歩道や人通りの多い歩道については、段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを整備します。	土木課	◎	平成29年度、市が洞交差点において視覚障がい者誘導ブロックを設置。平成31年度とR2年度に既設の視覚障がい者誘導ブロックの修繕を実施した。	継続	引き続き事業を実施します。
53	道路新設時などに、車いすがすれ違えることができる幅の歩道整備を行います。	土木課 区画整理課	◎	区画整理地内の歩道付き道路については、車いすがすれ違えることができる幅員(2m)を満たした歩道整備を行っています。	継続	引き続き道路新設時には、車いすがすれ違えることができる幅の歩道整備を行います。
54	まちづくりを進める土地区画整理事業にあっては、障がいのある人に配慮したまちづくりを目指します。	区画整理課	◎	長久手中央地区及び公園西駅周辺地区において、駅前広場の整備を行い交通利便性を高めるとともに、安全性を高めるための歩車分離を進め、歩道付きの道路整備を行いました。	継続	引き続き新規土地区画整理事業実施の際は、障がいのある人に配慮したまちづくりを目指します。
55	新設の公共施設については障がい者等に配慮して計画していきます。既存の公共施設については、改修時に合わせてバリアフリー化を実施していきます。	各施設管理担当課 (生涯学習課) (長寿課)	○	今後、古戦場公園に整備する新設のガイダンス施設において、バリアフリー対応とする予定。	継続	古戦場公園に整備する新設のガイダンス施設はバリアフリー対応とする予定。 杖ヶ池体育館は、今後施設の改修計画などにバリアフリー化を盛り込んでいく。
56	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知・啓発や民間の施設建築時において、協力を呼びかけます。	都市計画課	◎	特定施設整備計画届出書受理数平成27年度～令和2年度108件(うち令和2年度19件) 平成29年11月18日に市内で「人にやさしいまちづくりセミナー」を行いました。	継続	今後も「長久手市美しいまちづくり条例」の適用物件に対して「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に則った計画とされるよう依頼していきます。

57	障がいのある人の、公共交通移動の利便性向上に向けた取組について検討します。	企画政策課 安心安全課 福祉課 長寿課	○	Nーバス運賃について、障がい者を無料としている。 障がい者の移動支援については、タクシーチケット、福祉有償運送を継続して実施している。	継続	障がい者の移動支援については、タクシーチケット、福祉有償運送など既存制度の中で継続を図る。 Nーバスについて令和4年4月1日から、現在無料となっている65歳以上の運賃改定を検討するが、障がい者は無料とするため、そのことも踏まえて令和3年度中にアンケートを実施し、事業内容の見直しについて検討する。
----	---------------------------------------	------------------------------	---	--	----	---

(6) 情報アクセシビリティ：情報提供及び意思疎通支援の充実を図ります。

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
58	福祉のしおりを分冊化し、障がい福祉の制度等をよりわかりやすく掲載した冊子を発行します。	福祉課 長寿課 子ども家庭課	◎	福祉ガイドを対象者別に分冊化し、利用者目線のデザインや構成内容とした冊子を作成しました。(障がい者編の発行部数は2,000部)	継続	引き続き障がいのある方にもわかりやすい冊子を発行します。
59	障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、広報紙やホームページ等を活用して情報を提供していきます。	福祉課	◎	令和2年のホームページ斉更新に伴い、より必要な情報を入手しやすいよう、掲載内容を整理しました。また、アクセシビリティチェック機能を活用し、障がいのある人にもわかりやすい情報発信を行っています。広報紙においても、専門用語などわかりにくい言葉を使わないよう確認作業を行っています。	継続	引き続き、わかりやすい情報発信に努めます。
60	障がい等により意思疎通が困難な方に対して、障がいの特性に応じた支援ができるよう、手話通訳、要約筆記、代筆、代読、筆談などの支援を検討していきます。また、意思疎通を支援する人材の育成や環境整備に努めます。	福祉課	◎	令和2年度は手話通訳者の窓口設置時間を拡大し、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業について対象者にチラシの配布及びアンケートを実施しました。また、人材育成として近隣市町と協定を結び、手話体験講座と要約筆記奉仕員フォローアップ講座を開催しました。	継続	今後も引き続き事業を実施し、対象者への制度の周知に努めます。

(7) 安全・安心：災害発生など緊急時の支援に対する取組の充実を図ります。

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
61	災害時に障がいのある人の避難支援ができるよう、避難行動要支援者登録事業を活用していきます。	福祉課 安心安全課	◎	要支援者登録者名簿を各地区担当民生委員等に配布すること併せて、災害時に地域で支え合うことができる地域づくりを進めています。	改善	今後も関係機関と連携して登録勧奨を行う。併せて、本制度と連携した「個別支援計画」の作成に向けた仕組みについて検討する。
62	市内の福祉施設と協定を結び、各小学校区に緊急避難先の設置を目指します。	福祉課 安心安全課	○	6小学校区中、4小学校区に協定を結んだ避難所がある。	継続	残り2小学校区での避難所の設置を目指すため、対応してもらえる施設を探す。
63	避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、支援マニュアルを作成するとともに、障がいのある人本人の参加による避難訓練を実施します。	安心安全課 福祉課	○	個別の対応マニュアル等は作成していないが、「長久手市地域防災計画」「長久手市小・中学校避難所運営マニュアル」「長久手市避難所開設・運営の手順書」に障がい者に配慮する旨の記載。また、平成29年～平成31年度の市内一斉防災訓練にて、「長久手市身体障害者福祉協会」に継続して訓練参加していただいた。	充実	マニュアルの策定や、訓練方法の検討等、内容の充実を図り、今後も訓練に参加して頂く事を検討する。

64	障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、特性に配慮したスペースの確保やストマ用具の備蓄などの整備に努めていきます。	安心安全課 福祉課	○	車いす対応トイレや可搬型スロープの備蓄を行っている。	充実	福祉避難所管理担当課と調整し、障がい者用の備蓄資機材の充実を図る。
65	聴覚や言語に障がいのある人は、緊急時の通報が困難となっているため、スマートフォンなどで通報できる緊急通報システム「NET119」の普及・啓発に努めます。	安心安全課	○	本来長久手市消防署の事業であったが、平成30年4月に尾三消防本部に加入し、同本部で実施。令和2年度の登録会についてはコロナのため中止となった。	継続	尾三消防本部で引き続き実施していく。

(8) 差別の解消及び権利擁護の推進：障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護に対する取組を進めます。

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
66	尾張東部成年後見センターと連携しながら広く成年後見制度について周知を図り、成年後見制度を必要としている人の中で、障がいにより自己決定が難しく家族のいない方等に対して、市長申立てによる制度の利用について、しっかりと見極め実施してまいります。	福祉課 長寿課	重点施策14			
67	障がいのあるなしにかかわらず市の情報が得られるよう、広報紙やホームページの作成方法を工夫してまいります。	情報課	○	令和2年12月にホームページを更新したことで、これまで以上に、アクセシビリティチェック機能が充実したシステムとなり、障がいのある人も含め、誰にでもわかりやすい掲載内容による情報発信をしています。広報紙においても、専門用語などわかりにくい言葉を使わないように、確認作業を行っています。また、平成29年8月号よりボランティア団体(愛eyeクラブ)の協力により、広報ながくての概要版としてホームページ上に音声化したデータを公開しています。	継続	引き続き、わかりやすい情報発信に努めていきます。
68	障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とした差別や虐待を受けることがないよう、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動に努めていきます。また、行政は障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、民間事業所等に対しても協力を求めています。	福祉課	◎	リーフレットやホームページ等で周知しています。また、行政としても対応要領を定め、合理的配慮の提供を実施しています。	継続	引き続き周知を行い、合理的配慮の提供を実施します。
69	虐待を受けた時や緊急時などに、近隣市町と連携し、広域での居室確保事業を実施することにより、被虐待者等の安全対策を図ります。	福祉課	△	瀬戸市、日進市、尾張旭市、東郷町、豊明市と実施に向けて担当者会議を開催を検討していたが、法的に高齢等の施設を活用することができないことが分かり、未実施となった。	改善	別の方策を検討するとともに、今後も実施に向けて話し合いを行います。

(9) 差別の解消及び権利擁護の推進：障がい者を理由とした差別の解消及び権利擁護に対する取組を進めます。

No.	事業概要	担当課	事業評価 (R2年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
70	市職員等を対象に、障がいのある人への配慮、適切な対応について理解を促進する研修会等を実施します。	人事課 福祉課	◎	長久手市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応要領に記載のある研修には、新規採用職員への研修と監督者(管理職員)への研修が規定されている。 平成28年度から福祉課と協力し、新規採用者研修の1コマとして福祉課職員による、障がい者差別解消法の説明等を実施している。また、平成30年度からは、新任監督者(管理職)を対象に福祉課職員による、障がい者差別解消法の研修も実施している。	継続	今後も継続して、新規採用職員及び管理職員への研修を実施していく。
71	選挙に関する情報等を、障がいのある人にも配慮した方法で提供します。また、投票時においても、障がいのある人に配慮していきます。	行政課	◎	選挙時に、視覚障がいのある人に、選挙公報を点訳・音訳した媒体を配布している。また、投票時に、段差がある投票所ではスロープを設置したり、各投票所に車いす用の記載台及び点字投票資材を用意している。	継続	引き続き、障がいのある人に配慮した選挙を実施します。

第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 実績調査表

1 第5期障がい福祉計画

(1) 計画の数値目標

〔1 福祉施設の入所者の地域生活への移行〕

項目	基準値	目標値	【参考】実績		実績
	2016年度末	2021年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末
施設入所者数	13人	12人	12人	12人	12人
【目標値】削減見込量	4%以上削減	1人(7.7%)	1人	1人	1人
【目標値】地域移行者数	12%以上移行	2人(15.4%)	1人	1人	1人

〔2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築〕

項目	基準値	目標値	【参考】実績		実績
		2020年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末
【目標値】2020年度末までに協議の場を整備	各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備	市で設置	未設置	設置済	設置済

〔3 地域生活支援拠点の整備〕

項目	基準値	目標値	【参考】実績		実績
		2020年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末
【目標値】2020年度末までの整備数	各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備	市内に1箇所	0箇所	0箇所	0箇所

〔4 福祉施設から一般就労への移行〕

項目	基準値	目標値	【参考】実績		実績
	2016年度	2020年度	2018年度末	2019年度末	2020年度末
年間一般就労移行者数	9人	—	9人	9人	8人
【目標値】年間一般就労移行者数	2016年度実績の1.5倍以上	14人(1.5倍)			
項目	基準値	目標値	【参考】実績		実績
	2016年度末	2020年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末
就労移行支援事業の利用者数	16人	—	—	—	—
【目標値】就労移行支援事業の利用者数	2016年度末から6割以上増加	20人(2.5割増加)	9人	12人	23人
【目標値】就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所数	達成事業所率が5割以上	66.7%	33.3%	66.7%	50%
【目標値】2019年度末、2020年度末時点における就労定着事業による支援開始1年後の就労定着率	80%以上	80%	該当者なし	100%	100%

(2) 自立支援給付の見込み

※見込量との比較とは、2018年度末における見込量と実績を比較し、見込量との差異を表記したものの。

【凡例】見込量よりも実績が+20%以上…△、-20%以下…▼、±20%未満…—

【訪問系サービス】(1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		2019年度	2020年度	2020年度	
居宅介護	人	80	110	86	▼
	時間	1,720	2,200	1,759	▼
重度訪問介護	人	2	4	3	▼
	時間	137	600	327	▼
同行援護	人	7	4	7	△
	時間	72	48	51	—
行動援護	人	4	6	4	▼
	時間	80	90	80	—
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	—
	時間	0	0	0	—

【日中活動系サービス】(1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		2019年度	2020年度	2020年度	
生活介護	人	63	80	63	▼
	人日	1,256	1,520	1,227	—
自立訓練(機能訓練)	人	0	4	1	▼
	人日	0	40	2	▼
自立訓練(生活訓練)	人	3	8	4	▼
	人日	16	96	35	▼
就労移行支援	人	12	20	23	—
	人日	169	300	359	—
就労継続支援(A型)	人	21	35	21	▼
	人日	376	665	383	▼
就労継続支援(B型)	人	65	50	66	△
	人日	990	750	1,092	△
就労定着支援	人	4	14	4	▼
療養介護	人	2	3	2	▼
短期入所(福祉型)	人	15	18	14	▼
	人日	64	65	89	△
短期入所(医療型)	人	1	3	0	▼
	人日	2	6	0	▼

【居住系サービス】(1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		2019年度	2020年度		
自立生活援助	人	3	12	0	▼
共同生活援助	人	30	24	31	△
施設入所支援	人	12	12	12	—

【計画相談支援・地域相談支援】(1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		2019年度	2020年度		
計画相談支援 (モニタリング含む)	人	64	49	69	△
地域移行支援	人	0	2	0	▼
地域定着支援	人	0	3	0	▼

(3) 地域生活支援事業の見込み

※見込量との比較とは、2018年度末における見込量と実績を比較し、見込量との差異を表記したもの。

【凡例】見込量よりも実績が+20%以上…△、-20%以下…▼、±20%未満…—

【理解促進研修・啓発事業】(1年当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		2019年度	2020年度	2020年度	
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	未実施	

【自発的活動支援事業】(1年当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		2019年度	2020年度	2020年度	
自発的活動支援事業	実施状況	未実施	実施	未実施	

【相談支援事業】(1年当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	
		2019年度	2020年度	2020年度	
相談支援事業	か所	1	1	1	
障がい者自立支援協議会	設置状況	設置済	設置済	設置済	
基幹相談支援センター	設置状況	設置済	設置	設置済	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施	
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施	実施	未実施	

【成年後見制度利用支援事業】(1年当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		2019年度	2020年度	2020年度	
成年後見制度利用支援事業	人	1	5	1	▼

【成年後見制度法人後見支援事業】(1年当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	
		2019年度	2020年度	2020年度	
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	実施	実施	実施	

【意思疎通支援事業】(1年当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		2019年度	2020年度	2020年度	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	24	40	26	▼
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	—

【日常生活用具給付等事業】(1年当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		2019年度	2020年度		
介護・訓練支援用具	件	3	4	0	▼
自立生活支援用具	件	5	10	7	▼
在宅療養等支援用具	件	7	11	11	—
情報・意思疎通支援用具	件	3	5	3	—
排泄管理支援用具	人月	745	820	772	—
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	3	0	▼

【手話奉仕員養成研修事業】(1年当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		2019年度	2020年度		
手話奉仕員養成研修事業	人	2	14	未実施	—

【移動支援事業】(1年当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		2019年度	2020年度		
移動支援事業	人	93	60	35	▼
	時間	2,111	4,080	1,474	▼

【地域活動支援センター事業】(1年当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		2019年度	2020年度		
地域活動支援センター事業	か所	19	14	18	△
	人	4	27	5	▼
	人日	398	324	488	△

【その他の事業(任意事業)】(1年当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		2019年度	2020年度		
日中一時支援事業	人	102	115	105	—
	人日	6,090	7,400	5,340	▼
訪問入浴サービス事業	人	2	2	2	—
要約筆記奉仕員 養成研修事業	人	2	4	3	▼
自動車運転免許 取得費助成事業	人	0	2	0	▼
身体障がい者用 自動車改造費助成事業	人	1	3	0	▼

2 第1期障がい児福祉計画

(1) 計画の数値目標

〔1 児童発達支援センターの設置〕

項目	基準値	目標値	実績
	2021年度	2021年度末	2020年度末
【目標値】2021年度末までの整備数	各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備	市で設置	未設置

〔2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築〕

項目	基準値	目標値	実績
	2021年度	2021年度末	2020年度末
【目標値】2021年度末までの整備数	すべての市町村において、利用できる体制を構築する	保育所等訪問支援事業所を市内で1カ所	未設置

〔3 障がいのある児童に対する子ども・子育て支援の提供体制の整備〕

項目	基準値	目標値	実績
	2020年度	2018年度末	2020年度末
【目標値】2020年度末までの整備数	すべての市町村において、利用見込量を把握し、提供体制を整備する	利用見込量に対する提供量(別表)	一部実施(別表)

(別表)

サービス種別	利用見込(人)	目標値	実績
		2018年度末	2020年度末
保育所	10	9	実施
幼稚園	3	3	実施※
認定こども園	1	1	実施※
放課後児童健全育成事業(児童クラブ、学童保育所)	15	5	一部実施

※本市においては、幼稚園は私立園のみ、認定こども園は未設置であるため保育所での対応を含みます。

〔4 医療的ケアを必要とする児童のための協議の場の設置〕

項目	基準値	目標値	実績
	2018年度	2018年度末	2020年度末
【目標値】2018年度末までに協議の場を整備	各市で圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	2018年度末協議の場設置後、再編に向けて検討中

〔5 重症心身障がい児のための支援体制の整備〕

項目	基準値	目標値	実績
	2021年度	2021年度末	2020年度末
【目標値】2021年度末までの整備数	各市又は圏域ごとに1カ所以上(児童発達支援又は放課後等デイサービスを確保)	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域で1カ所	未設置

(2) 自立支援給付の見込み

【障害児通所支援】(1月当たり)

※見込量との比較とは、2018年度末における見込量と実績を比較し、見込量との差異を表記したもの。
【凡例】見込量よりも実績が+20%以上…△、-20%以下…▼、±20%未満…—

サービス種別	単位	【参考】実績	見込み	実績	見込量との比較
		2019年度	2020年度	2020年度	
障害児相談支援 (モニタリング含む)	人	27	24	37	△
児童発達支援	人	66	31	74	△
	人日	542	281	913	△
医療型児童発達支援	人	—	1	0	▼
	人日	—	12	0	▼
放課後等デイサービス	人	150	133	152	—
	人日	1,808	1,759	2,300	△
保育所等訪問支援	人	1	3	0	▼
	人日	1	6	0	▼
居宅訪問型保育所等訪問 支援	人	—	2	—	▼
	人日	—	8	—	▼